

信濃川水系緊急治水対策プロジェクトで発生する建設発生土の受入希望者公募要領

第1 趣旨

国・県・沿川市町村が一体となって実施する、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトにより発生する土砂を有効活用するため、受入を希望する者の公募を行うものである。

本要領は、土砂の受入先（以下「受入者」という。）の決定に関し、必要な事項を定める。

第2 土砂の受入希望者の申し出手続き

無償で土砂の受入れを希望する者（以下「受入希望者」という。）は、申込書（様式1）に以下の書類を添えて中野市都市建設課に提出しなければならない。

- (1) 受入地に関する図面（位置図、平面図、横断図等）
- (2) 現場写真(受入地の全景、荷下ろし場所、進入路等の状況がわかるもの)
- (3) 受入地の所有者と申込者が異なる場合には、所有者の同意書
- (4) その他（資格要件を確認する上で必要とするもの）

第3 受入者を選定するための手順

以下の手順により受入者を選定する。

(1) 受入希望者の受付

中野市都市建設課長は、受入条件の詳細についての確認を行い、申請のあった受入希望者の資格要件、関係法令の許可状況等を確認の上、国土交通省千曲川河川事務所に送付する。

(2) 受入れの決定

国土交通省千曲川河川事務所長は、順次、受入希望者の受入期間、受入量、資格要件、関係法令の許可等の再確認等を行い、全ての要件を満たす者を受入者と決定し、当該受入者に対し通知する。

第4 土砂の受入を申し込むことができる者の資格要件土砂の受入を申し込むことができる者は、次の要件を全て満たしている者でなければならない。

- (1) 受入先が中野市内であること。
- (2) 砕石や土砂などの販売を業としない者。
- (3) 別表1の暴力団等排除措置に関する項目のいずれにも該当しないこと。
- (4) 受入土量が1箇所当たり5,000m³程度を越え、受入場所（以下「受入地」という。）の面積が十分確保されていること。
- (5) 受入地に至る道路について、大型ダンプトラック（10t車）が周辺の環境及び交通等に顕著な影響を及ぼすことなく安全に通行できるような幅員が確保されていること。
- (6) 土砂の搬入までに、受入に必要な関係法令の許可等の手続きを受入側において完了させることができること。
- (7) 発生した土砂(土質)の状態を受け入れるものとし、通常の残土処理の工程(ブル敷き均し)以外の分別等の作業を求めないこと。
- (8) 受入地の造成に必要な擁壁、盛土の転圧等の受入地に要する費用は受入側が負担すること。

また、土砂荷下ろし後の管理責任は受入側とすること。(国土交通省千曲川河川事務所が行う行為は、原則として土砂の運搬、荷下ろし作業までとする。)

(9) 搬入時期については、公共工事の搬出に併せた受入が可能であること。

(10) 希望する受入量は、最大希望量とし希望量全量を確保することを求めないこと。

(11) 国、県、市町村の指導や関係する法令等を遵守し、不誠実な行為をする恐れがないこと。

第5 受入先の制限

長野県がホームページに公表している、以下の箇所に該当しないこと

急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地法）

砂防指定地（砂防法）

地すべり防止区域（地すべり等防止法）

急傾斜地崩壊危険箇所

土石流危険区域

土石流危険溪流

地すべり危険箇所（土木）

地すべり危険地（農政）

山地災害危険地区（地すべり危険地区）（林務）

山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区）（林務）

山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区）（林務）

土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域

第6 発生土砂

発生土砂に関する詳細は次のとおりである。

(1) 発生土砂は中野市内で実施する信濃川水系緊急治水対策プロジェクトにて発生する土砂である。

(2) 土砂の搬出期間（予定）

令和7年〇月から令和13年〇月末日まで但し、事業の進捗状況によっては工期の変更に伴い、搬出期間を変更する場合がある。

(3) 土砂の状態

細砂、細中砂、砂質シルト、シルト混じり砂、玉石混じり砂礫

※発生土砂の指定はできないものとする。

(4) 土砂の運搬条件等

国土交通省千曲川河川事務所が実施する工事受注者が、受入地までの土砂運搬及び荷下ろしを行う。

また、土砂は砂礫の大きさや土質ごとに分別した上での運搬や土質の指定はできないものとする。

第7 土砂の受入希望申込書等の提出先

(1) 土砂の受入希望申込書等の提出先

〒383-8614 長野県中野市三好町一丁目3番19号 電話 0269-22-2111 内線 263
中野市建設水道部都市建設課監理係 メール：toshikensetsu@city.nagano-nakano.lg.jp

(2) 土砂の受入希望申込期限

期限 令和13年〇月〇日

なお、申込時期によっては、土砂が搬入できない場合がある。また、土砂が無くなり次第、締め切るものとする。

第8 土砂の受入希望申込書等の提出方法

申込書(様式1)を持参もしくは郵送、またはメールにて提出すること。

第9 受入れの決定の通知

(1) 千曲川河川事務所長は、第3の受入者の結果を様式4又は様式5により通知する。なお、受入者の決定通知(様式4)を受けた者は、誓約書(様式2)に以下の書類を添えて千曲川河川事務所長に提出しなければならない。

- ① 受入れに伴い必要とする関係受入地の所有状況が分かる資料(地積図、土地登記簿謄本、借地契約書の写し等)
- ② 関係法令の許可書等の写し、又は、許可等を得ることの誓約書(様式2)

第10 受入の取り消し

- (1) 受入地の状況等により受入の必要がなくなったときは、取消願(様式6)を提出するものとする。
- (2) 千曲川河川事務所長は、取消願が提出されたときは、受入を取り消す。

第11 その他

- (1) 今回の公募に関連して要した費用(申込書等の作成、各種関係法令に基づく協議申請等に伴う費用等)は、受入希望者の負担とする。
- (2) 提出された受入希望申込書は返却しない。
- (3) 受入者の決定後、受入の途中においても第4に定める要件を満たしていないことが発覚した場合、当初計画と異なった受入が確認された場合及び誓約書に書かれた要件を履行していないと認められた場合は、受入者の決定を取り消し、それ以後の搬出は行わない。
- (4) この要領に定めのない事項については、その都度、受入者と千曲川河川事務所長、中野市長が協議の上決定するものとする。

別表1 (第4の(3)関係) 暴力団等排除措置に関する項目

- 1 役員等(受入者が個人である場合にはその者を、受入者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)であると認められるとき。

- 2 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- 3 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 5 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 6 受入地の整備に係る契約又は資材、原材料の購入契約、その他の契約に当たり、その相手方が1から5までのいずれかに該当すると知りながら、該当者と契約を締結したと認められるとき